

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、会社B営業所（以下「事業場」という。）において、トラックの運転業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月○日午前3時40分頃、トラックを運転して事業場を出発し、D県E市の運送先に向かったが、途中トイレに行くため午前5時頃同県F市の道の駅にトラックを止め、運転席から降りようとしたところ足を滑らせて転落したとしている。

請求人は、同日、G脳神経外科に救急搬送された後、H病院に転送されて「脊髄硬膜外血腫」（以下「本件疾病」という。）と診断され加療し、その後、I病院に転医して加療を続けた。

請求人は、トラックから降りる際、誤って転倒したことが原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成○年○月○日に請求人が道の駅Jでトイレを利用しようとして立ち寄り、トラックから降りようとした際に、運転台から足を滑らせ地面に転落したことにより外傷性の本件疾病を発症した旨主張しているため、以下検討する。

(2) 請求人が本件疾病を発症した際の状況について、次のような申述等が認められる。

ア K所長は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「同年○月○日の朝5時40分頃に請求人から携帯電話に連絡が入り、運転途中に手足の感覚が無くなり気分が悪くなった。車を止めて5分程休んだら少し良くなったので、運転を再開したが、また手足の感覚がおかしく気分が悪くなった。このまま運転するのは大変だと思い、たまたま近くに広い駐車場がある道の駅があったので、車を止めて車を降りたら動けなくなった。携帯電話で連絡しようとして車内に戻ろうとしたが体が動かなかった。たまたま近くを通りかかった人がいたので、救急車を呼んでもらったと言っていた。」と述べている。

イ 救急車の搬送記録等の回答には、要旨、「請求人は、駐車場アスファルト上に毛布を掛けられ通報者が付き添っていた。低温のため、車内に収容する。会社を出発して走行中の午前5時頃より冷汗・全身のしびれ・脱力感があり、

休憩しようとして駐車場に入り下車したところ下肢に力が入らなくなり10分くらいアスファルト上に横になっていたことを本人より聴取する。顔色・表情正常、意識清明」と記載されている。

ウ L医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「同年○月○日午前5時頃、車を運転中に発症した両上肢しびれ、両下肢マヒのため救急車で午前7時来院。意識清明。救急隊からも本人からも転倒の事実は伝えられていない。初診時の本人の話では運転中に両上肢のしびれが発症したとのことである。外傷の関連を考えて、初診時に本人に直接聞いたが、受傷歴は否定していた。」と述べている。

エ L医師が作成したH病院に対する診療情報提供書には、要旨、「○月○日午前5時頃トラック運転中に両上肢しびれが出現、ついで背部痛、冷汗あり、車を止めた直後から両下肢マヒが出現し移動困難。」と記載されている。

オ H病院の患者診療録には、要旨、「平成○年○月○日午前5時頃、D県M付近をトラック運転中、突然背部～肩甲間部に激しい疼痛が出現し、引き続いて両上肢遠位脱力が出現したため、トラックを止めて体操していると、疼痛は軽減し、脱力も回復してきたため、再度運転を開始。しかし、経時的に上肢脱力が進行し、やがて下肢脱力も出現したため、トラックを止めて屋外に出て、地面に臥床して回復を待ったが、どんどん症状が悪化し、体動不能に陥る。この状況を通行人が発見し、救急要請され、午前9時頃にG脳神経外科へ搬入。」と記載されている。

カ Nは、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「朝散歩に出たところ、道の駅Jの駐車場に止まっていたトラックの運転席側の前輪脇に仰向けで人が倒れていたのので、近づいて行ったら、その人が『助けてくれ』と小さな声で呼びかけてきた。多分時間は朝の5時半頃だったと思う。救急車を呼び、その人にトラックにあったジャンパーなどを掛けてあげてそのまま駐車場に寝かせておいた。痛いところはあるかと聞いたところ、痛いところはないが体に力が入らないと言っていた。また、トラックに乗り込もうとしたところ、落ちたと言っていた。5分くらいで救急車が到着したが、本人と救急隊員との会話は普通にしていたようである。」と述べている。

(3) 請求人らは、Nの「トラックに乗り込もうとしたところ、落ちたと言っていた。」との申述は信用できるものであり、救急車の搬送記録、L医師の診療情

報提供書及びH病院患者診療録は内容に矛盾する部分があり、業務起因性を否定する根拠とはならないと主張している。

ところが、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「救急隊員には、首から下が動かないと話したが、車から降りる時に運転席から落ちてしまったとか、どうしてそういう症状が出たとか、何を話したかは覚えていない。消防の人に話をしているので、そちらの記録がその時に私が話をしたことだと思う。」と述べ、また、同月〇日付け聴取書においては、要旨、「発症当日、K所長に連絡したが、当時気が動転しており、会話の詳細までは覚えていないので、同所長に言ったことを確認してもらえば、それが当時私が説明したことだと思う。」と述べている。

当審査会においては、これらの申述及び記録について、相矛盾するところはないか等精査するも、救急隊員が救急車に収容した際に直接請求人から聴取した内容は、最初の搬送先のG脳神経外科のL医師の上記意見書、転院先のH病院の患者診療録における申述とも大筋において矛盾はなく、一方請求人は、要旨、道の駅に行こうとして運転台から足を滑らせて落ちたと述べるが、Nは平成〇年〇月〇日付け陳述書において、要旨、トラックに乗り込もうとして落ちたといわれたことは間違いないと述べているなど、その申述内容には疑問を抱かざるをえない。

以上のことから、本件疾病は、外傷によるものとは認められず、請求人の基礎疾病が自然経過において偶発的に運転業務中に発症したものであると判断することが相当である。

したがって、請求人の本件疾病の発症は、業務との間に相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものであるとは認められない。

(4) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。